

## 第5章 安否確認

### 1 安否確認の方法

要援護者の安否確認については、町は次のような手段を講じて行うこととしています。この際、町内会等の関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとしします。

#### 《確認方法》

- 避難者名簿
- 保健福祉課、住民サービス課及び関係部署の調査に基づく報告
- 町内会等の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- その他関係機関の調査に基づく報告

### 2 安否情報窓口の設置

町は、関係機関・団体や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、要援護者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、災害時要援護者支援班に安否情報窓口を設置します。